

# 平成18年4月より介護保険制度が変わりました



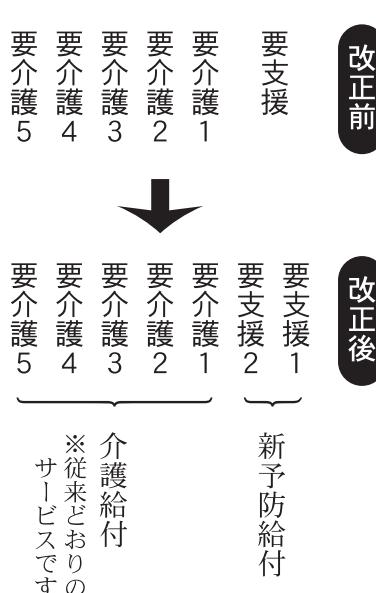
日本は超高齢社会（※）を目前にして、平成27年度には第一次ベビーブームの世代が高齢期を迎えるとともに高齢者人口は急激に増加し、大きな転換期を迎えます。この将来を明るく活力のある高齢社会にしていくために、「住み慣れた地域で、いつまでも元気にいきいきと暮らせる」よう、今年の4月に介護保険制度が改正されました。

今回の改正では、**介護予防を重視し、地域でのサービスや支援活動を重視する制度**を目指しています。その特徴は①新予防給付の創設にともない要介護度が7区分になりました。  
②介護予防に向けた地域支援事業が始まっています。③介護の中核拠点として地域包括支援センターが新たに設けられました。

新予防給付に該当された方は、介護給付の方に比べ、心身ともに元気な方です。新予防給付では現在の元気な状態を活かし、要介護状態にならないようにするサービスを中心に提供されます。

例えば、閉じこもり予防の観点から、デイサービスやデイケアといった「通所系サービ

ス」を重視する制度になりました。  
要支援1、要支援2に該当の方は、介護給付サービスから新予防給付というサービスに変わりました。



これまで6区分だった要介護度が7区分になりました。

改正前

改正後



## ① 要介護度区分の変更

### ※超高齢社会とは？

65歳以上の人口が総人口に占める割合（高齢化率）によって次のように区分されます。

高齢化社会 高齢化率7%～14%  
高齢社会 高齢化率14%～21%  
超高齢社会 高齢化率21%～

日本は昭和45年に高齢化社会に、平成6年に高齢社会となりました。また今年9月15日現在の高齢化率は20.7%となっており超高齢社会は目前です。

介護保険制度が始まってから6年、今回の改正は、増え続ける介護給付費を抑えるのが主な目的です。介護の必要度の低い「要支援者」や「要介護1」の人たちを対象に、手厚いサービスを提供するのではなく、状態の悪化を防ぐことを目的として介護予防サービスが新たに導入されました。

また今回の改正では、すでに昨年の10月より実施されていますが、在宅サービスと施設サービスの利用者負担を公平にするために、通所サービス利用者の食費、施設入所者の食費や居住費が全額自己負担になりました。